

提出日： 2026 年 5 月 1 日

研究促進期間制度 研究実績報告書

所属学部・研究科	身分	氏名
法学部	教授	山口 亮介

研究期間	以下1～4より、取得した研究機関を選択し、該当番号を右欄にご記入ください。	
	1. 2025年4月 1日 ～ 2026年3月31日	1
	2. 2025年9月 1日 ～ 2026年8月31日	
	3. 2025年4月 1日 ～ 2025年9月20日	
	4. 2025年9月21日 ～ 2026年3月31日	
活動報告	研究期間中に実施した研究活動を具体的にご記入ください。 海外活動補助費を受給した方は、海外活動の内容が分かるようにご記入ください。	
	報告者は、2025 年 4 月から 7 月、また同年 10 月から 2026 年 3 月までの期間に、ルーヴ ェン・カトリック大学人文学部(ベルギー)の客員研究員として、受入教員のヤン・シュミット 教授および同大学のマイ・ハートマン講師らの協力により、ルーヴェン・カトリック大学付属 図書館および法学部図書館所蔵の法制史関係資料、ライデン大学(オランダ)図書館の 日本関係資料、オランダ王立図書館等の各所蔵機関に収められている法制史関係資料 の調査、収集を行うとともに、それらの資料の読解をすすめた。また報告者はルーヴェン・ カトリック大学人文学部の Satsuma/Konishi Chair of lecture series のゲストスピーカーと して、下記研究成果とも関連する内容を含む講演(Japanese Law and Legal Language in Encounter with Western Law: From the Edo to the Meiji Period)を行った。なお、本来 であれば本研究促進期間に伴う在外研究は一時帰国を行わず年度を通して実施する予 定であった。しかしながら、ベルギーのビザ制度の変更による手続の大幅な遅延により、 シェンゲン協定内の滞在期間を利用しながらの滞在となり、結果として上述の期間のみの 滞在となったことを遺憾とするものである。	
得られた 研究成果 について	上記の研究活動の結果、得られた研究成果についてご記入ください。	
	報告者は、オランダおよびベルギーの 19 世紀前期刑事訴訟法典の改正のあり方を分析 するとともに、それらが 19 世紀中頃以降に日本にもたらされ翻訳されたことにつき、法文 の原典と翻訳テキストの対照を行った。 これらの成果は、 ①『比較法雑誌』第 59 巻第 3 号所収の論文「『日本風俗備考』訟獄関連記事における法 政関連語とその原語」にも反映されたほか、 ②上述の Satsuma/Konishi Chair of lecture series における講演においても資料の紹介 や分析の一端を紹介した。また、 ③同志社大学で開催された The 5th Asian Legal History Conference において、 Reference and Comparison of Japanese History of Criminal Law: Comments on the Reports of "Changes and Continuities in the Idea of Punishment in 20th-Century East	

	Asia"と題する報告を行った。
今後の 計画に ついて	得られた成果を踏まえ、今後どのように研究を発展させる計画か、ご記入ください。
	以上の研究は、日本でいえば江戸時代後期までの資料に基づくものである。今後は、これら江戸後期翻訳作業が、幕末期を経て明治時代以降のフランスをはじめとした西洋法受容の実態とどのような継承関係や断絶をもっているかについて、翻訳語の変化等に着目した分析を行っていきたい。